

令和7年貝塚市教育委員会会議
第2回臨時会会議録

令和7年4月17日開会

令和7年4月17日閉会

令和7年4月17日（木）午後4時00分
貝塚市役所庁舎5階大会議室B

| 日程 番号 | 議案 | | 事 件 名 | 備考 |
|----------|----|----|---------------------------------------------------------------------|----|
| | 種別 | 番号 | | |
| 1 | | | 会議録署名委員の指名 | |
| 2 | | | 会期決定の件 | |
| 3 | 議案 | 14 | 貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件 | |
| 4 | 〃 | 15 | 貝塚市教育支援委員会委員の委嘱又は任命の件 | |
| 5 | 〃 | 16 | 貝塚市立東小学校、津田小学校、南小学校、葛城小学校、中央小学校、第二中学校、第四中学校及び二色学園学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件 | |
| 6 | 〃 | 17 | 貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件 | |
| 7 | 〃 | 18 | 教育メタバースを活用した不登校支援事業委託業者選定委員会委員委嘱又は任命の件 | |
| 8 | 〃 | 19 | 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | |
| 9 | 〃 | 20 | 貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件 | |
| 10 | 〃 | 21 | 貝塚市文化財指定の件 | |
| 11 | 〃 | 22 | 損害賠償の額の決定の件 | |
| 12 | 〃 | 23 | 令和7年貝塚市教育委員会会議第2回定例会議録承認の件 | |

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件
4. 貝塚市教育支援委員会委員の委嘱又は任命の件
5. 貝塚市立東小学校、津田小学校、南小学校、葛城小学校、中央小学校、第二中学校、第四中学校及び二色学園学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件

6. 貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件
7. 教育メタバースを活用した不登校支援事業委託業者選定委員会委員委嘱又は任命の件
8. 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
9. 貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件
10. 貝塚市文化財指定の件
11. 損害賠償の額の決定の件
12. 令和7年貝塚市教育委員会会議第2回定例会議録承認の件

出席委員

- | | | |
|----|-------|---------|
| 1番 | 新川 秀彦 | 教育委員会委員 |
| 2番 | 後上 史子 | 教育委員会委員 |
| 3番 | 幾田 邦華 | 教育委員会委員 |
| 4番 | 西村 卓也 | 教育委員会委員 |

議案説明のため出席した者

| | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| 教育部長 | 藤原 薫 | 教育部参与 | 荒木 規夫 |
| 教育総務課長 | 岸本 彌和子 | 学校教育課長 | 永井 隆幸 |
| 学校教育課参事 | 松井 大祐 | 学校教育課参事 | 西原 和隆 |
| 社会教育課長 | 原 千恵子 | 社会教育課参事 | 地村 邦夫 |
| スポーツ振興課長 | 仮屋 良太郎 | 青少年教育課長 | 岩本 成正 |
| 中央公民館長 | 甲斐 裕二 | 図書館長 | 橋口 真一郎 |

事務局職員出席者

| | |
|--------|----------|
| 岸本 彌和子 | 教育総務課長 |
| 松浪 京子 | 教育総務課長補佐 |
| 山下 豊 | 教育総務課主査 |

午後 4 時00分開会

- 教育長（鈴木 司郎） ただいまから、令和 7 年貝塚市教育委員会会議第 2 回臨時会を開きます。
これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。
- 事務局（岸本 彌和子） ご報告申し上げます。出席委員は 4 名全員であります。以上で報告を終わります。
- 教育長（鈴木 司郎） ただいま報告のとおり、出席委員は 4 名をもちまして会議は成立しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
これより事務局に諸般の報告を求めます。
- 事務局（岸本 彌和子） 諸般の報告を申し上げます。
本日開会されました令和 7 年貝塚市教育委員会会議第 2 回臨時会は、4 月 14 日付で招集告示し、本日の開議時刻を午後 4 時と定めてご通知申し上げます。
今回の提案事件は、議案 10 件であります。
なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いたしているとおりであります。以上で報告を終わります。

-
- 教育長（鈴木 司郎） これより日程審議に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第 54 条の規定により、2 番 後上 史子 委員、4 番 西村 卓也 委員を指名いたします。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の 1 日に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は 1 日に決定いたしました。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 3、議案第 14 号 貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件を議題といたします。

議案第 14 号 貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件

- 教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。
- 教育部長（藤原 薫） 議案第 14 号 貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件について、ご説明申し上げます。
参考資料として、貝塚市教育委員会評価委員会委員名簿をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。
貝塚市教育委員会評価委員会委員につきましては、4 月 30 日をもって、1 年の任期が満了しますので、貝塚市教育委員会評価委員会規則第 3 条の規定に基づき、新たに委嘱しようとするものであります。
教育に関し学識経験を有する者の中から、吉美 学 氏、林 美輝 氏の 2 名を委員に委嘱しようとするものですので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。
- 教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。
ただいまから質疑に入ります。林 委員には昨年度に引き続きやっていただき、吉美 委員は今年度からということですが、吉美 委員について簡単にご説明していただけますか。荒木 規夫 教育部参与。
- 教育部参与（荒木 規夫） 吉美 委員につきましては、小学校の先生をされた後、大阪府教育委員会で、市町村教育室長まで長く教育行政にたずさわられました。その後、2 年前まで大阪体育大学教授としてご活躍でした。熊取町、忠岡町におきましても評価委員をされておりますことから、適任のかたであると理解しております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第4、議案第15号 貝塚市教育支援委員会委員の委嘱又は任命の件を議題といたします。

議案第15号 貝塚市教育支援委員会委員の委嘱又は任命の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。荒木 規夫 教育部参与。
○教育部参与（荒木 規夫） 議案第15号 貝塚市教育支援委員会委員委嘱又は任命の件についてご説明申し上げます。

教育支援委員会は、貝塚市教育委員会の諮問に応じて、本市に在住する子どもで、教育上特別な配慮を要する子どもに対して、適切な就学及び一貫した教育支援の充実を図るために必要な事項の事務について審議し、答申するものであります。

よって、次のとおり令和7年度貝塚市教育支援委員会委員を委嘱又は任命するものであります。

支援学級設置校代表として東山小学校 貴志 幸司 校長、第四中学校 坂中 達 校長を、貝塚市立幼稚園代表として、中央幼稚園 大久保 直美 園長を、貝塚市立小・中学校特別支援教育担当者として、東小学校 荒木 寿樹 教諭をはじめ17名の方々を、通級指導教室担任者として、東小学校 大友 淑文 教諭をはじめ17名の方々を、貝塚市教育振興会代表として、葛城小学校 泉 悠太 教諭を、貝塚市人権教育研究会代表として、東小学校 野口 耕平 指導教諭を、専門医師として、市立貝塚病院 岡野 意浩 小児科部長を、大阪府立支援学校職員として、岸和田支援学校 有山 暁雄 首席、佐野支援学校 今西 宏 中学部主事を、貝塚市子ども部子ども相談課職員として、障がい児相談支援担当 原 知子 発達指導員を、また、同じく貝塚市子ども部子ども相談課職員として、母子保健担当 武井 陽子 乳幼児発達相談員を、教育委員会事務局職員として荒木 規夫 教育部参与、西原 和隆 学校教育課参事、松井 大祐 学校教育課参事、松田 恵 学校教育課主幹の4名を委員に委嘱または任命しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。
ただいまから質疑に入ります。第1回委員会において、審議される内容について教えてください。
西原 和隆 学校教育課参事。
○学校教育課参事（西原 和隆） 第1回では、各委員の自己紹介と、各学校において議題にあがる子どもたちの現況について情報共有や情報提供をおこないます。
○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。西村 卓也 委員。
○委員（西村 卓也） 通級指導教室担当者が全ての小学校に配置されていない理由を教えてください。
○教育長（鈴木 司郎） 西原 和隆 学校教育課参事。
○学校教育課参事（西原 和隆） 通級指導教室担当者につきましては、全ての学校ではなく、現在こちらに記載されております学校のみ配置されておりますが、通級指導教室担当者がいない学校であっても、通級指導担当者がそちらの学校へ赴く他校通級という形で指導することはございます。
○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。昨年、支援学級在籍児童数が大阪府全体では減少している一方、本市に

おいては増加しております。この理由を検証するとともに、通級指導教室のあり方と支援学級のあり方をきっちりと区別していただきたいと思ひます。指導の手厚さから、とりあえず支援学級に入級させるという指導が絶対になされないように、支援学級に入るのであれば、こどもそれぞれに対する自立活動が十分におこなわれることか大切であるという共通理解をしっかりと図った上で、適切な就学指導をおこなうようにしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第5、議案第16号 貝塚市立東小学校、津田小学校、南小学校、葛城小学校、中央小学校、第二中学校、第四中学校及び二色学園学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件を議題といたします。

議案第16号 貝塚市立東小学校、津田小学校、南小学校、葛城小学校、中央小学校、第二中学校、第四中学校及び二色学園学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。荒木 規夫 教育部参与。

○教育部参与（荒木 規夫） 議案第16号 貝塚市立東小学校、津田小学校、南小学校、葛城小学校、中央小学校、第二中学校、第四中学校及び二色学園学校運営協議会委員の委嘱又は任命の件について、ご説明申し上げます。

学校運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、貝塚市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むことを目的に設置するものであります。

よって、次のとおり令和7年度貝塚市立東小学校、津田小学校、南小学校、葛城小学校、中央小学校、第二中学校、第四中学校及び二色学園学校運営協議会委員を委嘱又は任命するものであります。

東小学校においては、地域住民から樽谷 栄子 氏、上人 正 氏、鎌野 哲也 氏、東 銀次 氏の4名を、教職員から浦川 英明 校長を、青少年人権交流館職員から、檜崎 賀代 館長を委員に委嘱または任命しようとするものであります。

同様に、津田小学校においては地域住民から4名、教職員から2名を、南小学校においては地域住民から5名、教職員から4名を、葛城小学校においては地域住民から7名、教職員から3名を、中央小学校においては地域住民から5名、学校園教職員から4名を、第二中学校においては地域住民から5名、教職員から5名を、第四中学校においては地域住民から7名、教職員から3名を、二色学園においては地域住民から6名、教職員から4名を委員に委嘱または任命しようとするものであります。

なお、南小学校における地域住民のひとり福祉委員会会長を予定しておりますが、役員選出のための総会が5月24日になりますので、決定次第教育委員会会議でご報告いたします。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） 小学校と中学校で1人のかたが重複して委員を務めておられるところもありますが、それについて問題はないのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 西原 和隆 学校教育課参事。

○学校教育課参事（西原 和隆） 小学校と中学校どちらの委員もされているということは、相互間の情報共有も可能になることから、非常に大切であると考えております。

- 教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） 第一中学校と第三中学校はどのようになっているのですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 西原 和隆 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（西原 和隆） 第一中学校と第三中学校につきましては、現在準備段階のため、今年度の発足は予定しておりません。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。これまで学校協議会としてそれぞれの学校でおこなっていたものを、今回コミュニティスクールということで学校運営協議会に変わります。特段何かが大きく変わるというわけではないのですが、学校運営協議会委員は準公務員という扱いになり、責任の重さが変わってまいります。学校を運営していくという観点で、しっかりと活動していただく必要がありますので、それぞれの学校と学校が連携しながら、地域と共にある学校になるよう、形式的ではなく実のある活動になるように進めていっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第6、議案第17号 貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件を議題といたします。

議案第17号 貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件

- 教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。荒木 規夫 教育部参与。
- 教育部参与（荒木 規夫） 議案第17号 貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件についてご説明申し上げます。

いじめ対策審議会は、貝塚市教育委員会の諮問に応じて、貝塚市いじめ防止基本方針に基づく市立学校におけるいじめ防止の取組み並びにいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の規定による重大事態に係る調査及び再発防止策の検討について審議するものであります。

よって、次のとおり貝塚市立学校いじめ対策審議会委員を本年4月1日から委嘱するものであります。

教育の専門的な知識及び経験を有する者として、元高石市立小学校長 田坂 ひろ子 氏、法律の専門的な知識及び経験を有する者として、弁護士 田中 幸佑 氏、心理の専門的な知識及び経験を有する者として、スクールカウンセラー 村瀬 亜紀子 氏の3名、以上の方々を委員に委嘱しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

- 教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。
- ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） この委員会はどのようなことをするのですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 西原 和隆 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（西原 和隆） いじめ対策審議会では、現在本市で起こっているいじめの状況の報告、本市でのいじめ対策に向けた取組みに対し、それぞれの専門家の方々にご意見をいただく場となっております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。後上 史子 委員。
- 委員（後上 史子） いじめ対策審議会は定期的に開催されているのですか。

- 教育長（鈴木 司郎） 西原 和隆 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（西原 和隆） 先程申し上げました内容で、第1回いじめ対策審議会がおこなわれます。基本的に重大事態が起これなければ、その1回で終わるのですが、もし重大事態が起こった場合はその都度開催させていただくことになります。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。昨年度のいじめの件数及びいじめ対策審議会を開催する必要があった件数を教えてください。西原 和隆 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（西原 和隆） 昨年度のいじめの件数につきましては、小・中学校合わせて183件起こっております。また、重大事態に至った件数はありません。
- 教育長（鈴木 司郎） 後上 史子 委員。
- 委員（後上 史子） 重大事態がゼロとのことですが、貝塚市が考えている重大事態にあたる具体的な内容について教えてください。
- 教育長（鈴木 司郎） 西原 和隆 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（西原 和隆） いじめによる命に関わること、またいじめが原因で不登校になってしまうことを重大事態と捉えております。
- 教育長（鈴木 司郎） 後上 史子 委員。
- 委員（後上 史子） いじめによる命に関わることは対外的にわかることが多いと思いますが、いじめによる不登校というのは、なかなかその実態が外から見えなくて、本当はそうであるのに本人が言えず重大事態としてあがってこないケースもあると思います。どのようなヒアリングをして、重大事態に該当するかどうかを判断されているのかを教えてください。
- 教育長（鈴木 司郎） 西原 和隆 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（西原 和隆） いじめによる不登校かどうかは学校が丁寧に家庭訪問をし、保護者と子どもにヒアリングをした上で、いじめが原因であるのかどうかを把握した上で、学校から教育委員会に報告をいただいております。
- 教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） いじめの重大事態では、第三者委員会を設置するということがよく聞かれますが、こちらの3名のかたはこの第三者委員にはあたらないという認識で良いのですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 西原 和隆 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（西原 和隆） この3名のかたが基本的に第三者委員となります。この3名のかたで対応しきれない事案が起こった場合に備え、人数を増やすことも視野に入れなくてははいけないと考えております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。市長部局が関わらなければならないような重大事態と、教育委員会が関わる事態の差とはどのようなものか教えてください。西原 和隆 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（西原 和隆） 基本的には教育委員会で対応します。ただ、重大事態が起こった時には市長部局、大阪府教育委員会、文部科学省にまで報告をあげる法律上の義務があります。教育委員会の対応だけではどうしても被害児童・生徒やその保護者が納得できない場合は、市長部局の第三者委員会が立ち上がると認識しております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第7、議案第18号 教育メタバースを活用した不登校支援事業委託業者選定委員会委員委嘱又は任命の件を議題といたします。

- 教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。荒木 規夫 教育部参与。
- 教育部参与（荒木 規夫） 議案第18号 教育メタバースを活用した不登校支援事業委託業者選定委員会委員委嘱又は任命の件についてご説明申し上げます。
- 教育メタバースを活用した不登校支援事業につきましては、不登校児童生徒に対する多様な支援環境の一つとして、メタバース空間を構築し、専門の支援員が学習保障や相談対応を行う事業で、2学期からの開始に向け、1学期中にメタバースを活用した不登校支援事業委託業者選定委員会を開催し、プロポーザルを実施する必要があることから、貝塚市教育委員会委託業務実施事業者選定委員会に関する規則第4条の規定に基づき、次のとおりメタバースを活用した不登校支援事業委託業者選定委員を委嘱又は任命しようとするものであります。
- 学識経験を有する者として、大阪公立大学大学院生活科学研究科 小澤 裕子 特認助教、関係行政機関の職員として、秦 真人 第一中学校校長、上阪 和功 津田小学校校長、市の執行機関の職員から、荒木 規夫 教育部参与、その他教育委員会が必要と認める者として、小池 麻衣 P T A協議会代表を委員に委嘱又は任命しようとするものであります。
- 以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。
- 教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。
- ただいまより質疑に入ります。後上 史子 委員。
- 委員（後上 史子） 教育メタバース開始時期が2学期というのは決定しているのですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 永井 隆幸 学校教育課長。
- 学校教育課長（永井 隆幸） プロポーザルをして、業者が決定すれば2学期から開始できると考えております。ただ、プロポーザルの中で、業者のプレゼン内容が審査基準に満たない場合は再度やり直しが必要となりますので、その場合はもう少し時間がかかると考えております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。後上 史子 委員。
- 委員（後上 史子） 予定通りに2学期から開始される際に、保護者にはどのような形で周知されるのかを教えてください。
- 教育長（鈴木 司郎） 永井 隆幸 学校教育課長。
- 学校教育課長（永井 隆幸） このプロポーザルをおこなうにあたり、仕様書の中に、その委託業者が周知用のチラシを作成したり、動画を作成したりするという内容も含んでおりますので、そういうものを活用しながら対象の子どもさんや保護者に周知していきたいと考えております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。後上 史子 委員。
- 委員（後上 史子） 業者が作成したチラシや動画を活用するということが、実際に保護者会等を開催し、保護者がしっかり説明を聞いた上で質問ができるような場を設けることは考えておられますか。
- 教育長（鈴木 司郎） 永井 隆幸 学校教育課長。
- 学校教育課長（永井 隆幸） 不登校事業全体像につきましては、5月下旬に保護者説明会を開催する予定をしておりますので、そこでメタバースについてもしっかりと伝えていこうと考えております。
- 教育長（鈴木 司郎） 小澤 裕子 特認助教について、このかたを選任した理由を教えてください。永井 隆幸 学校教育課長。
- 学校教育課長（永井 隆幸） 小澤 裕子 特認助教につきましては、大阪公立大学の職員でありまして、本市の教育支援センターであるレインボー教室に大阪公立大学の学生が実習で来ておりますが、その実習生が所属している研究室の職員ということで、本市の不登校事業にも非常に精通しておられることから、このかたにやっていただこうと考えております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） メタバースはどこで利用するのですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 永井 隆幸 学校教育課長。
- 学校教育課長（永井 隆幸） 基本的には自宅でタブレット端末を使いながらメタバース空間を活用す

ということになります。レインボー教室や学校に校内教育支援ルームがありますので、そちらでも先生がいない時は活用することも想定しております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 不登校のケースは様々だと思いますので、メタバースの利用場所については色々なパターンを考えていただけたらと思います。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第8、議案第19号 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

議案第19号 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。荒木 規夫 教育部参与。

○教育部参与（荒木 規夫） 議案第19号 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

参考資料として、条例の新旧対照表をお示ししていますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

今年度から、貝塚市立学校で定期健康診断を欠席した児童生徒について、学校医及び学校歯科医の医療機関で、健康診断を受診できるようにする事業を行います。それに伴い、欠席者に対する定期健康診断を対応いただいた学校医に対し、受診者1人につき1,000円の報酬を支払うことができるように条例を改正しようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまより質疑に入ります。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 1,000円という金額はどのように算定されたのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） こちらの金額に関しましては、先行実施しております他市の状況を伺いまして料金設定させていただいております。

○教育長（鈴木 司郎） この条例が可決されるといつから実施される予定ですか。また、学校医は1,000円お支払いする一方、学校歯科医にはお支払いしないという差について教えてください。松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） まず、健康診断の実施期間ですが、今年度につきましては、7月18日から8月25日のいわゆる夏季休業期間を利用したものと設定しております。また、学校歯科医にはお支払いしないという件につきましては、こちらの料金設定の際に、貝塚市医師会と貝塚市歯科医師会にそれぞれお話を伺いましたところ、貝塚市歯科医師会としては報酬は不要であるという回答がございましたので、歯科医については報酬なしと設定させていただいたところです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 9、議案第 20 号 貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件を議題といたします。

議案第 20 号 貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 議案第20号 貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件について、ご説明申し上げます。

本市地域学校協働活動推進員につきまして、本年5月1日より、社会教育法第9条及び貝塚市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、議案書に記載のとおり、上人 正 氏、東 直之 氏を委員として委嘱しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） この2名のかたは先程の学校運営協議会の委員にあたっておられますが、これは学校運営協議会の中から選定したということなのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 原 千恵子 社会教育課長。

○社会教育課長（原 千恵子） 地域学校協働活動推進委員は、学校長の推薦と中央公民館長からの推薦をいただきまして委嘱しております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 10、議案第 21 号 貝塚市文化財指定の件を議題といたします。

議案第 21 号 貝塚市文化財指定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 議案第21号 貝塚市文化財指定の件についてご説明申し上げます。

参考資料として、貝塚市文化財指定調書をお示ししておりますので、ご参照ください。

議案書に掲載の「妙順寺のカイツカイブキ」は、本市三ツ松に所在する浄土真宗の寺院である妙順寺境内に生育しています。このたび調査を実施したところ、本市域の同樹種を代表する巨樹であることが判明し、市の天然記念物指定に相応しいものと考えられました。

そこで令和7年3月31日に貝塚市文化財保護条例第4条第3項の規定により、貝塚市文化財保護審議

会に対して諮問いたしましたところ、指定を行い、保護活用を進めることが適当であるとの具申をいただきましたので、これを市天然記念物<植物>に指定しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお詳細につきましては、社会教育課参事からご説明いたします。

○教育長（鈴木 司郎） 地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） このカイヅカイブキという木は、広くはヒノキの仲間になります。イブキの変種とされる針葉樹であり、主にお寺や神社の境内、庭木として植えられているものが多く、比較的目にする機会が多い木であります上に、特に本市では平成元年に市の木としてカイヅカイブキが制定されたことから、馴染みのある樹木です。今回指定しようとするカイヅカイブキは、先程教育部長からのご説明にありましたように、三ツ松にある浄土真宗の寺院である妙順寺の境内にございます。高さが9.7メートル、幹周りが3.15メートルに達する、市域に生育するカイヅカイブキとしては特に大きいものです。木の表面は非常に荒々しく、巨樹に相応しい風格があり、また枝葉も大きく広がり、その形も非常に整っております。これは長年にわたり、剪定などの適切な管理がおこなわれてきたことを示すものです。木の年齢につきましては、これを伝える資料や伝承といったものがございませんので、不明といたしておりますが、その成長具合から300年程度は経っているだろうと考えております。この樹木は本市におけるカイヅカイブキを代表する巨樹であり、天然記念物としての高い価値を有することから、本市の天然記念物として指定し、保存活用を図るべきものと考えております。

ご説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） これを本市の市天然記念物として指定した後、一般公開等を予定しておりますか。

○教育長（鈴木 司郎） 地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） こちらの境内は基本的に日中開放されており、特に本堂の前に植わっているということもあり、すでにどなたでもご覧いただける状況となっております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。幾田 邦華 委員。

○委員（幾田 邦華） 天然記念物に指定されたということは、市民にとって非常に素晴らしいことだと思います。今後、管理や剪定等の保存していくためにかかる費用は市が負担していくことになるのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） 木の元気がなくなってくるというのはしばしばあることです。その際に、本市が費用面で直接ご支援するというよりは、大阪府教育委員会等に相談して、樹木を専門に診る樹木医を紹介いただき、現地にご案内して、今後の治療方針をお聞きするというようなご支援が中心となると考えております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 11、議案第 22 号 損害賠償の額の決定の件を議題といたします。

議案第 22 号 損害賠償の額の決定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 議案第22号 損害賠償の額の決定の件についてご説明申し上げます。

令和6年4月1日、本市福田の国道26号線において、本市職員が運転する公用車が、左車線から右車線に変更しようとしたところ、後方から車が接近したため元車線に戻ろうとした際に、ファミリーマート貝塚福田店に入ろうとしていた自動車の後方で待機していた自動車の後部に追突し、その一部を破損させ、及び運転者を負傷させた事故につきまして、被害者と協議を行って参りました結果、今般、示談することで合意に達しました。

その主な内容といたしましては、本市が、この事故による被害者であり、自動車の運転者であります議案書7ページに記載のかたに対しまして、修理代等、また治療費、慰謝料等として、それぞれ65万2,518円、225万859円の損害賠償を行おうとするものであります。

今回の件につきましては、地方自治法第96条 第1項 第13号の規定に基づき、令和7年貝塚市議会第2回定例会に上程のうえ、損害賠償の額を決定しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 保険の取り扱いはどのようになっていますか。

○教育長（鈴木 司郎） 岩本 成正 青少年教育課長。

○青少年教育課長（岩本 成正） 本市が加入しています自動車保険により全額支払われています。

○教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 自賠責保険は適用されなかったの、任意保険で対応されるということですか。

○教育長（鈴木 司郎） 岩本 成正 青少年教育課長。

○青少年教育課長（岩本 成正） 本市が加入しています自賠責保険と任意保険で対応いたしました。

○教育長（鈴木 司郎） 新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） 被害に遭われたかたの状況についてはわかりましたが、加害者本人に怪我はなかったのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 岩本 成正 青少年教育課長。

○青少年教育課長（岩本 成正） 加害者本人に怪我はございませんでした。

○教育長（鈴木 司郎） 示談合意が事故から1年後の現在に至った理由と、損害賠償金の内訳について教えてください。岩本 成正 青少年教育課長。

○青少年教育課長（岩本 成正） まず、相手方は事故当日から打撲と捻挫のために整形外科や鍼灸整骨院に通院をしておりました。当方では、負傷の程度から保険適用期間になります令和6年9月末までの補償を見込んでいましたが、相手方が後頭部、頭部、腰椎、左胸部に痛みが残っているとして、令和6年10月初旬に本市が加入しております自賠責保険へ後遺障害の申請をおこないました。しかし、当年12月中旬には後遺障害として認定されず、申請が却下されました。その後、共済会の担当者が示談を求めましたが、相手方は金銭面で納得できずに弁護士を立て、不服申し立てをおこないました。令和7年1月から相手方代理人弁護士と再度協議をおこない、同年4月によりやく示談が成立したところでした。

損害賠償金225万859円の内訳につきましては、治療費に96万1,215円、慰謝料が81万2,443円、休業損害が32万3,402円、その他通院交通費等で15万3,799円となっております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。それぞれの課で再度交通事故等がないように改めて確認をしていただき、これをもとに二度と事故を起こさないよう共通理解を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第12、議案第23号 令和7年貝塚市教育委員会会議第2回定例会会議録承認の件を議題といたします。

議案第23号 令和7年貝塚市教育委員会会議第2回定例会会議録承認の件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。令和7年貝塚市教育委員会会議第2回定例会会議録の朗読は、省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

○教育長（鈴木 司郎） これをもちまして、令和7年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会を閉会いたします。

午後4時48分 閉会

| | |
|-------------|--|
| 貝塚市教育委員会教育長 | |
| 貝塚市教育委員会委員 | |
| 貝塚市教育委員会委員 | |